

## 実質化された人・農地プラン（磯浜地区）

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
大洗町	磯浜地区	令和3年3月31日	令和3年3月31日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	26.02 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	10.98 h a
③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	17.04 h a
(備考)	

### 2 対象地区の課題

本地区は、都市化が進み、小区画の農地が多い畑作地域である。  
農家戸数の減少が著しく、農家の高齢化が進む中で、耕作放棄地の解消を図る必要がある。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である認定農業者及び認定法人（3経営体：担い手）に農地を集積・集約化していくとともに、耕作放棄地の解消に取り組む。

(参考) 中心経営体

属性	農業者	現 状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	担い手法人1	野菜	5.24 ha	野菜	9.65 ha	磯浜地区
認農	担い手1	麦, 野菜	5.98 ha	麦, 野菜	5.98 ha	磯浜地区
認農	担い手2	野菜	1.39 ha	野菜	1.39 ha	磯浜地区
計	3人		12.61 ha		17.02 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

○関係機関との連携  
農業委員，農地利用最適化推進委員や農地中間管理機構と連携し，担い手への集約化を図る。

○耕作放棄地解消  
国・県等の補助事業を活用し，耕作放棄地の再生事業を促進する。